

特定行為研修受講のための代替職員経費補助に関するQ & A

特定行為研修の受講を推進するため、令和元年度から訪問看護ステーションを対象とした代替職員経費の補助事業を実施しています。



Q1 どのような補助ですか？

A1 あなたの訪問看護ステーションの職員が特定行為研修を受講している場合に、代替業務を行うために**新たに雇用した職員の人件費** (図1) や **既存の職員の代替業務従事分の人件費** (図2) を補助するものです。

(図1)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定行為研修受講者	← 共通区分の受講 →						← 実習(週に2回)程度 →					
代替業務のため新たに雇用した職員	← 雇用期間 →						← 雇用期間 →					
	補助対象となる人件費 (研修が休みの日の分は除く)						実習日の分の人件費のみ 補助対象					

(図2)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定行為研修受講者	← 共通区分の受講 →						← 実習(週に2回)程度 →					
既存の職員	← 雇用期間 →						← 雇用期間 →					
	この期間に実施した代替業務分の人件費が 補助対象(研修が休みの日の分は除く)						実習日の分の人件費のみ 補助対象					

Q2 **新たに雇用した職員**と**既存の職員**の人件費の両方について補助を受けられますか？

A2 研修受講期間内の人件費であれば組み合わせて利用が可能です。(図3)。
ただし、補助する人件費は同一期間に重複しないようにしてください。

(図3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定行為研修受講者	← 共通区分の受講 →						← 実習(週に2回)程度 →					
代替業務のため新たに雇用した職員	← 雇用期間 →						← 雇用期間 →					
	補助対象						実習日の分の人件費のみ 補助対象					
既存の職員				この期間の代替業務分の人件費が補助対象								

Q3 「**新たに雇用した看護職員**」、「**既存の職員**」の要件はありますか？

A3 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)であることが条件です。
雇用形態(常勤/非常勤/パート)は問いません。また、雇用期間は研修期間を前後していても構いません。

Q 4 受講者がeラーニング聴講中の代替業務にかかる人件費は補助対象になりますか？

A 4 勤務時間内のeラーニング聴講であれば、この代替業務にかかる人件費は補助対象になります。eラーニング聴講6時間で1日の受講とみなします。

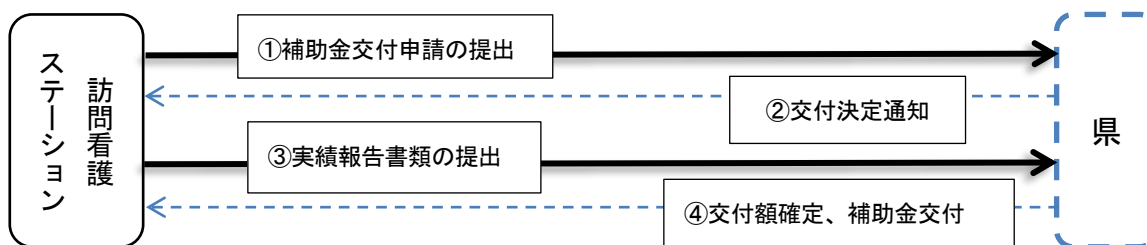
別紙様式第2号、別紙様式第3号の「A 受講料及び旅費」の「受講日数計」には、eラーニング受講時間を追加して計上してください。

例) 指定研修機関における研修の受講日数が40日間、eラーニングの総聴講時間が200時間の場合

指定研修機関における研修受講日数	40日間
<u>eラーニング 200 (時間) ÷ 6 = 33.33 (切捨) ⇒</u>	<u>33日間</u>
計 (受講日数)	73日間

Q 5 申請後、補助金交付までの流れを知りたいです。

A 5 次の流れのようになります。



Q 6 申請の段階では、はっきりした必要経費がわかりません。申請用紙における必要見込額はどのように計上すれば良いですか？

A 6 申請段階での見込額を計上してください。

Q 7 補助金の申請後に、研修の受講を取りやめた場合はどのようにすれば良いですか？

A 7 ケースにより手続きが異なりますので、医療人材対策室にご連絡ください。

問合せ先 福島県保健福祉部医療人材対策室
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎7階
電話 024-521-7222
メール kango@pref.fukushima.lg(エルジー).jp